

中間貯蔵施設環境安全委員会（第27回）

議 事 録

令和7年4月22日（火）

## 1. 開会

○事務局 これより中間貯蔵施設環境安全委員会を開催させていただきます。私は福島県中間貯蔵除染対策課の佐々木と申します。本日は委員長が選出されるまでの間に限り、議事の進行をさせていただきます。

本日は15名の委員に御出席いただいております。先般、環境安全委員会各委員の任期満了に伴い3月13日から2年間、委員の委嘱をさせていただきますので、各委員を名簿順に御紹介させていただきます。

学識経験者として、福島大学共生システム理工学類客員教授の河津委員。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所安全管理部部長の川瀬委員。

福島県からの委員として、生活環境部環境回復推進監兼次長の角田委員。中間貯蔵・除染対策課課長の鶴巻委員。

大熊町からの委員として、副町長の新保委員。環境対策課課長の澤原委員。

双葉町からの委員として、副町長の森委員。建設課課長の藤本委員。

大熊町が指名する住民代表委員として、大熊町行政区長会会長の清水委員。会社員の吉田委員。団体職員の廣嶋委員。なお、本日は所用により欠席となっております。町議会議員の千葉委員。

双葉町が指名する住民代表委員として、郡山行政区区長の大須賀委員。細谷行政区区長の田中委員。町議会議員の作本委員。町議会議員の渡部委員。委員の紹介は以上になります。

次に、環境省からの出席者につきましては名簿による御紹介とさせていただきます。福島地方環境事務所 中間貯蔵部 長田部長以下の御出席となっております。

マスコミの方に御案内します。これより先の撮影は事務局席より後方からの撮影でよろしくお願ひします。まずは委員の委嘱に伴う委員長の選任を行いたいと思います。この委員会の設置を規定する中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱の第4-2に従い委員長を選任していただきたいと考えます。委員長は委員の中から委員会において互選するとされておりますが、どなたか推薦される方はいらっしゃらないでしょうか。角田委員お願ひします。

○角田委員 委員長には中立的な立場から学識経験者の委員である河津委員がふさわしいと考えます。

○事務局 ただいま河津委員の名前が挙がりましたが、異議ございませんか。

○一同 異議なし。

○事務局 それでは河津委員に委員長をお願いしたいと思います。恐縮ですが、委員長席に移動をお願いします。次に委員長代理の指名です。中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱の第4-4において、委員長に事故がある時は委員長の指名する委員がその職務を代理するとありますが、河津委員長、あらかじめどなたか御指名いただけないでしょうか。

○河津委員長 引き続き川瀬委員にお願いしたいと思っております。

○事務局 それでは河津委員を委員長、川瀬委員を委員長代理とさせていただきます。ここからの議事進行は河津委員長にお願いしたいと思いますが、それに先立ちましてまずは一言御挨拶を賜りますようよろしくお願いいたします。

○河津委員長 ただいま御指名いただきました河津です。私、実は第1回からこの環境安全委員会に関係しておりまして、2015年の4月からということでちょうど10年目になります。この環境安全委員会も当時からすると大分変わってきたと感じています。これは各委員の色々な御意見等に環境省が答えてきたという経過がございます。現在、またステージが変わってきたと考えています。最近は皆さん御存知のように県外最終処分というのが一つの大きな柱です。もう一つは、やはり特定帰還居住区域の除染は現在進行中であるということで、中間貯蔵施設も、まだまだ保管施設や分別施設が当然必要になってきますし、次の段階である県外最終処分を考えた場合には、また色々な問題や課題があります。ぜひ、委員の皆さんの積極的・建設的な意見を出していただいて、この環境安全委員会のもとに環境省や実務部隊である JESCO が一生懸命やっただけのように各委員の御協力をよろしくお願いいたしますと思います。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

## 2. 議題

○河津委員長 それでは議事の方に進めさせていただきます。議事につきましては議事次第に沿って進めたいと思います。初めに議題1の中間貯蔵施設に係る事業の実施状況についてということで、環境省の方から御説明よろしくお願いいたします。

○鳥居（環境省） 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵総括課長の鳥居です。資料1、中間貯蔵施設事業の状況等について説明させていただきます。最初に事業の方針です。

3ページ目・4ページ目の総論、輸送、用地については昨年度から大きな変更はありません。次期受入・分別施設については設計・工事に着手するとしています。

続いて5ページ目です。再生利用・最終処分については、3月に復興再生利用・最終処分の基準を策定し、今後の進め方を示したところです。これらに基づき着実に取り組んでいく、また、各府省庁と連携しながら復興再生利用における案件創出を進める、利用先となる地元の御理解を得ながら案件創出の検討を進めることなどを記載しています。3月に最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を示しているのも、これらを踏まえ、減容技術の効率化・低コスト化、放射能濃度と社会的受容性、最終処分の具体的方法など検討を行うこととしています。

6ページ目では、最終処分・復興再生利用の必要性・安全性等に対する全国的な理解・信頼の醸成を進めること、また先月開所しました中間貯蔵事業情報センターも活用して、より多くの方に情報発信することなどについて記載しています。

7ページ目には施設の図面をお出ししています。

8 ページ目からは施設の整備についてです。事業の流れや施設の配置については従来どおりとなっています。

11 ページ目が次期受入・分別施設です。こちら今年度に工事を発注して令和8年度から処理を開始することを目指しています。当面2か所、大熊町と双葉町に1か所ずつを想定しています。処理した除去土壌は既存の土壌貯蔵施設の堰堤を嵩上げしつつ貯蔵する予定です。

12 ページ目の土壌貯蔵施設の状況は、基本的には昨年と同様ですが、※3のついている工区につきましては次期受入・分別施設の稼働開始時期に合わせて拡張する予定です。

13 ページからは各工区の状況ですが説明は割愛します。

21 ページ目は仮設焼却施設と仮設灰処理施設の概要です。21 ページについては大きな変更はありません。

22 ページに3月までの処理量を記載しています。

23 ページが廃棄物貯蔵施設の概要です。こちらについては双葉1工区が貯蔵完了となっています。24 ページの一番上の段が3月までの貯蔵量です。

25 ページから輸送・道路交通対策についてです。

26 ページに中間貯蔵施設への輸送に関する状況を記載しています。2019年度、2020年度をピークに減少しており、直近では30万 $\text{m}^3$ 程度、累計1,409万 $\text{m}^3$ となっています。

27 ページが昨年度の実績と今年度の計画です。昨年度は29万5,000 $\text{m}^3$ の予定に対し約32万 $\text{m}^3$ を輸送しています。今年度は特定帰還居住区域の除染により発生した土壌を中心に26万4,000 $\text{m}^3$ を輸送する予定です。括弧で記載していますが、大熊町と双葉町については仮置場の早期返地に向け、除染現場から中間貯蔵施設に直接搬入する直送を行っています。

28 ページの除去土壌の種類と濃度の分布について大きな変化はありません。

29 ページからは輸送ルートと道路交通対策ですが、こちらもこれまでと変更はありません。引き続き必要な対策を行いつつ安全に輸送を行います。

33 ページからが常磐道の交通状況です。こちらも輸送量が減少し、一般車両に対し輸送車両はそれほど多くない状況となっています。

39 ページからがモニタリング等の結果です。こちらの詳細は別添の方にまとめています。

50 ページは作業員の被ばく線量の状況です。年間の累積の被ばく線量というところでは、20mSvを超える方はいない状況となっています。

52 ページです。大熊①工区の土壌貯蔵施設の浸出水処理施設において、自動制御装置の一部に不具合が生じていたことが昨年9月に判明しました。令和5年に施設の運転管理業務をJESCOから請け負っていた事業者が制御盤の配線を不適切に変更していたことが原因です。中間貯蔵施設内の全ての浸出水処理施設について点検を行った結果、新たな不具合は見つからず正常であることを確認しました。本件を重く受け止め、適正な維持管理を徹底してまいります。

53 ページです。昨年12月に福島県が実施した測定において、双葉③工区の浸出水処理施設の

処理後放流水の亜鉛濃度が基準超過、8.8mg/Lとなりました。この施設では処理した水を放流槽に移送し、そこからポンプアップして放流しています。調査の結果、放流槽では基準を十分下回っているものの、放流槽から河川への配管内で、処理から時間が経過することによって滞留している処理水の亜鉛濃度に上昇傾向が確認されており、配管の内面に施された亜鉛メッキが劣化して溶出しやすくなったことが要因と考えられます。再発防止対策として、施設停止後に配管に滞留している放流水を抜水することで、亜鉛の溶出を防ぐこととします。

54 ページ、土壌貯蔵施設の地下水集排水の測定については、これまで月1回のゲルマニウム半導体測定器による分析と連続測定を行っていましたが、いずれも検出下限値未満となっています。専門家会議の御了承をいただき、ゲルマニウム半導体測定器の測定に一元化することとします。

55 ページ、昨年御報告した放射能濃度測定装置の校正報告書の一部が不正に作成されていた事案について再発防止策をとりまとめました。①の測定装置の選定時には、品質保証計画書の内容確認や有識者からの助言を得ることなどを行います。②の点検・校正時には、受注者や環境省が計画書の確認や校正作業への立会いを行います。発注段階でも、求める仕様や性能水準を発注書類に規定します。またチェック機能についても、環境省と受注者の双方において有識者を含めて確認体制を構築します。

56 ページからが県外最終処分の実現に向けた取組です。

57 ページが基本的考え方です。中間貯蔵開始後30年以内、2045年3月までに福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが法律で規定されています。除去土壌等のうち4分の3程度が8,000Bq/kg以下の濃度の低い土壌、4分の1が8,000Bq/kgを超える濃度の高い土壌となっています。8,000Bq/kg以下の土壌は、事故による災害からの復興に資することを目的に再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用するという復興再生利用を行います。8,000Bq/kgを超える土壌は、減容等を図った上で県外での最終処分を行います。これまで平成28年度に策定した技術開発戦略や工程表に沿って取組みを進めてきましたが、3月に復興再生利用・最終処分の基準を策定し、最終処分場の構造・必要面積等を示しました。今年度以降は「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解醸成等」を3本柱に進めていきます。さらに閣僚会議も設置し政府一体となって推進していきます。

58 ページ、再生利用については、飯舘村長泥地区での農地造成の実証事業と、中間貯蔵施設内での道路盛土の実証事業を行っています。

59 ページと60 ページがそれぞれの概要になります。

61 ページの技術実証フィールドでは、分級処理や溶融スラグに関する実証を行っています。今年度以降は減容技術等の効率化・低コスト化の検討に向けた技術開発などに引き続き活用していきます。

62 ページは、飛灰の洗浄・吸着・安定化技術に関する実証試験の結果です。こちらの施設に

についても引き続き技術開発に活用していきます。

63 ページと 64 ページは施設のモニタリングの結果です。

65 ページ、IAEA の専門家会合について、昨年 9 月に最終報告書が公表されました。再生利用および最終処分について、これまでの環境省の取組や活動が IAEA の安全基準に合致している、今後専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで環境省の展開する取組が IAEA の安全基準に合致したものになる、との結論が出されています。

66 ページは先月策定された復興再生利用基準です。実施や管理の責任主体が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において行うこととされています。下の図のように、再生資材化した除去土壌の上に飛散・流出防止のための覆土等を行います。空間線量率の測定や利用場所の表示・記録なども行います。

67 ページ、こちらは埋立処分の基準です。こちらについては飛散・流出の防止や囲いの設置、開口部の閉鎖などを定めています。

68 ページが最終処分シナリオの例です。中間貯蔵施設の中では、搬入時点において 8,000Bq/kg 以下と 8,000Bq/kg を超える土壌を分けて管理しています。8,000Bq/kg 以下の土壌については再生利用を行います。8,000Bq/kg を超える土壌は、下のフローに沿って処理を行います。まず減衰しているものもあるので濃度分別を行います。次に、放射性セシウムが粘土等の細かい粒子に付着しやすいという特性を利用し、粒径別に分離する通常分級を行います。さらに、熔融・焼成の熱処理によって放射性セシウムを気化し、飛灰として回収を行います。その発生した飛灰を洗浄すると水に溶け出すので吸着剤で吸着・安定化処理をして最終処分を行っていくという流れです。右の青い枠内のものは再生利用等を行います。また処理に伴い発生する廃水などの二次廃棄物については下向きのグレーの矢印で整理しています。

69 ページに県外最終処分の四つのシナリオを記載しています。シナリオ(1)については減容化せず、シナリオ(2)は分級処理、シナリオ(3)は分級に加えて熱処理、シナリオ(4)はさらに飛灰洗浄まで適用していくということになっています。最終処分量は、シナリオ(1)の場合ですと約 210 万～310 万 m<sup>3</sup>ですが、シナリオ(4)では約 5 万～10 万 m<sup>3</sup>となります。放射能濃度はシナリオ(1)と(2)では数万 Bq/kg ですが、シナリオ(4)では数千万 Bq/kg といったものが出てきます。最終処分場は、土壌について①のイメージ、廃棄物のうち 10 万 Bq/kg 以下のものについては②の遮水シートなどを設置した構造、10 万 Bq/kg を超える廃棄物であれば③のコンクリートの外周仕切設備を備えた構造となります。必要面積については、シナリオ(1)であれば約 30～50ha ですが、シナリオ(4)では約 2～3ha まで少なくなっていくと見られます。コストについてはシナリオ(1)から(4)に減容技術を重ねるにつれて上がっていきます。今後さらに技術的な検討を進めてシナリオを精査していきます。

70 ページです。県外最終処分の実現に向け、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の政策について政府一体となって推進するために閣僚会議を設置しまし

た。こちら第1回を12月に開催しています。こちらの会議において、春頃までに基本方針、夏頃にロードマップをとりまとめ、環境省だけでなく各府省庁が一丸となって再生利用の案件創出を進めていくとしています。

71 ページは今年度以降の進め方となっています。こちらに基づき、復興再生利用の推進、最終処分の方向性の検討、全国的な理解醸成等の3本柱の取組を進め、2045年3月までの県外最終処分を目指していくという形で考えています。

72 ページからが理解醸成活動です。

73 ページには、令和6年度の取組について記載しています。

74 ページでは復興再生利用・最終処分に向けた理解醸成ということで様々な取組を記載しており、若い世代向けとして大学での講義や現地でのワークショップ、メディアとのタイアップとしてYouTubeの活用なども行っています。また除去土壌を使った鉢植えについて官邸他23施設に設置を行っています。

75 ページ、中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の現地見学会も開催しています。こちらの中で学生の方向けにツアーやワークショップなどを行ったりしています。また、福島第一原発の見学との連携なども行っています。

76 ページ、これまで活用していた中間貯蔵工事情報センターが3月で閉館となりました。閉館までの間には年々多くの方々に御来館いただきました。3月15日からは77ページの中間貯蔵事業情報センターを開設しました。こちらではバーチャルシアターなどの視覚的に伝える展示もあり、中間貯蔵事業、再生利用、県外最終処分などの取組について情報発信を行っています。また中間貯蔵施設の建設を受け入れ大切な土地を提供いただいた大熊町・双葉町の方々のふるさとへの思いなどについても発信を行っています。大野駅や商業施設に隣接しているので、より多くの方々にお越しいただけるのではないかと考えています。

78 ページが中間貯蔵施設の現地見学です。現地見学の際には土壌貯蔵施設で実際に放射線を測定いただくような体験なども行っています。左のグラフでは、見学の前後で再生利用の必要性について理解が進むといった結果も出ています。

79 ページは飯舘村長泥地区の現地見学会です。昨年度、一昨年度では千人を超える方々に御見学いただいています。右側の円グラフは現地見学会でのアンケート結果ということで、多くの方々に肯定的な御回答をいただいています。今週25日に開所する「花の里ながどろ環境再生情報ひろば」という広報施設も活用し、環境再生事業に関する情報発信を行っていきます。

80 ページです。昨年度の資料の中のアンケート結果について集計ミスがありましたので訂正いたします。

81 ページでは福島の実環境再生について、テレビ局とのタイアップやYouTubeのCM、またインターネット番組などで情報発信を行っています。

82 ページは国際的な情報発信ということで、ICRPやOECDなどの国際機関や外交団の方々、

海外メディア向けに視察などを行っています。また COP のジャパンパビリオンでのブース展示なども行っています。

83 ページは今年度の理解醸成に関する取組の基本的な考え方です。最終処分・復興再生利用の必要性・安全性、基準の内容などについて、科学的根拠に基づき分かりやすい形で発信していく、特に若者や関係省庁、地方公共団体、マスメディア、教育関係者、インフルエンサー等に対する取組を中心に展開していくこととしています。また、事前の説明や視察後の双方向の対話など、より効果的な現地視察に向けた取り組み、大学生向けなど幅広い主体の活動の促進に向けた取組なども行っていきます。また関係省庁、先ほど申し上げた閣僚会議があるので、各省と連携しながら復興再生利用等の実施に向けた理解醸成等の取組を進めていきます。

○河津委員長 今の説明に関して委員の方から御質問・御意見等があればお願いします。森委員お願いします。

○森委員 71 ページの除去土壌等の県外最終処分に向けた進め方というところに関連して、中間貯蔵施設への除去土壌の搬入開始から 10 年目の節目を迎えた中で、最終処分や再生利用の基準等が策定されたということは一定の前進と受けとめています。一方で 2045 年 3 月までの県外最終処分の実現に向けて、国民の理解のもとに再生利用先の確保や最終処分先の選定などを国に進めていただく必要があり、これからの 20 年が正念場となると認識しています。県外最終処分に向けて、着実に取組を進めていただきたいということに加え、最終処分候補地を選定するプロセスの具体化、速やかに具体的な候補地の選定や調査に取り組んでいただくよう要望させていただきます。

○服部（環境省） 環境省本省の服部と申します。今、森委員からいただいたお話についてですが、令和 6 年度までに必要面積等や複数選択肢を示させていただいたところです。今後については、今年度から具体的な選定にいたる検討を進めていく必要があると考えています。わたしどもとしましては、県外最終処分に向けた更なる検討、そして復興再生利用の推進、理解醸成を進めていくという 3 本柱を進めていくということと、あわせて昨年末に開催された閣僚会議での議論の検討状況を踏まえ、より一層の事業の取組を進めていきたいと思っております。

○河津委員長 新保委員お願いします。

○新保委員 大熊町の新保です。3 点ほど具体的なところをお聞きしたいと思います。まず 1 点目は復興再生利用基準について、空間線量率の測定を始めとして、適切に管理されるのかというのが受け入れる立場からすると非常に気になる場所だと思っています。その意味で、66 ページに「事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議」と記載がある一方で、「再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者」という記載があるのですが、再生利用をしたものについて、福島県の場合だと環境省が管理していくのか、受入れ側が管理していくのか、どのような想定になっているのかをお聞きします。

2 点目は、再生利用・最終処分に向けての基準や構造等は形になったとは思いますが、複

数シナリオがあるうちどのようなプロセスで決めていくのか、そのスケジュールについては未定かと思います。根本的な課題としてはどこが受入先になるのかというところだと思うので、むしろこれからが本番なのだと思います。それにあたって、71ページの「地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方の検討」というところでワーキングなどを進めていたかと思うのですが、早めに地域へのインセンティブなども含めて提示して具体的な選定プロセスを決めていく必要があると思うのですが、そのあたりの今後の進め方について現段階で決まることがあれば教えていただきたいです。

3点目は情報発信についてです。77ページで新しい情報センターの話もありましたが、少しでもこのエリアのことを自分事として考えていただくためには、やはり、来てもらって見てもらうということは非常に重要だと思っています。大野駅前のCREVA おおくまの中に中間貯蔵事業情報センターというのが新たに開設されたということなので、ぜひ、この施設を最大限に活用して多くの人に見てもらえるように情報発信していただければと思います。私も中身を見せていただきましたが、最後の「ふるさとへの想い」というところの地元の方のインタビュー映像が一番心に響きました。ただ4本と数が少なかった気もするので、そういった生の声を増やしていくということも含めて、今後に向けて工夫を凝らして改善していただきたいと思います。

○服部（環境省） 質問1点目の「誰が管理するのか」という点について、66ページの下にイメージがあります。この中の再生資材化した除去土壌に関しては環境省の方で管理させていただくことになります。施設がどういった形になるかというところがありますが、施設全体の管理は元々施設を管理されている方が管理していくということになり、この土の中に入っている除去土壌に関しては環境省の方で適切に管理していくということを考えています。具体的には点検やモニタリング等を行っていくことになりますが、万が一崩落や飛散・流出の恐れがあるという場合は、元の施設の管理者と相談しながら環境省の方で手を入れていくことになると思います。細かいところについては役割分担の協議の中で個別に相談をしていきたいと考えています。

二つ目、どう進めていくかというところで、「これからが本番」と今お話をいただきましたが、まさにそのとおりだと考えており、地域ワーキンググループの中で議論をしてきたところではあります。お話いただいたインセンティブに関してはまだ具体的に決まっていることはありませんが、そういった声があることは承知しています。今後の進め方については早く検討を進めていきたいと考えています。

三つ目の情報発信について、情報センターを新しくさせていただいています。「ふるさとへの想い」というところで4人の方々に登場していただき、それぞれ3分の動画を流させていただいていますが、今後はより多くの方の御意見もお示ししていきたいと考えています。また全体的には、3月15日のオープンの約2週間後に基準の策定等が行われてきており、また、必要

面積のお示しなどの動きが様々あります。これで完成形ではなく絶えず新たな情報更新をしていくということを考えています。またバーチャルシアターではこの場でしか見られないようなものが出来上がっております。より多くの方に見ていただきたいので、バーチャルシアターの動画等も増やしていくことができると考えています。大野駅前ということで、飲食店や休憩する場所もあり人の流れとしては非常にいい場所だと考えています。多くの方に来ていただきたいので、ふらっと立ち寄った際に中を見やすいような構造にもしていますし、中間貯蔵施設の中に入れない方、登録がなかった場合においてもこちらでしっかりと状況を掴めるようなものになっています。マップガイダンスというところでは、これまでの経緯、例えば線量がどのくらい下がったかなどが視覚的に見られるようになっており、じっくり見ると1時間ほどかかるいい施設にできていると思います。こういった施設を活用して、より多くの方に現地に来ていただくような取組を進めていきたいと思っています。

○河津委員長 千葉委員をお願いします。

○千葉委員 大熊町の千葉です。66 ページに「除去土壌の復興再生利用基準のポイント」とあります。私が疑問と思っているのは1番、5番、6番です。57 ページから60 ページにはその実証事例があるのですが、再生資材化した除去土壌とはどんなものかと言われた時にその説明ができないと思うのです。8,000Bq/kg以下の除去土壌約1,000万 $\text{m}^3$ の土のうち、宅地・山林・農地、そこから剥ぎ取った土の量は分類されているのか、というのが1点目です。

2点目は、再生土壌を使った道路として道路盛土実証実験がありますが、60 ページの事業概要に「一般的な道路規格として、3種2級（交通量4千～2万台/1日）」とあります。質問は1日2万台の車にその道路を走らせたか、ということです。日本の道路は再生材にしてもアスファルト材にしても走っていると磨耗したり亀裂を起こしたり、雨や雪や凍上によってクラックが入ります。除去土壌も何もせず飾っておけば全然問題ないはずですが、1日2万台走ったら道路はどうなるのでしょうか。実地試験、耐久試験を実際に行ったのか、というのが2点目です。

3点目としては、再生資材化した除去土壌を他県で使ってもらう際に、道路に使いたい人は道路材料、農地に使いたい人は農地用・農業用の土、庭園に使いたい、防潮堤などに使いたい人はそれなりの土と、我々は普段から農業用の土や土木用の土、建設用の土、塀に使う土などと分けています。しかし、中間貯蔵施設に入っているのは「除去土壌」という名称だけなので、この除去土壌をお願いしますと言われても、「何ですか？」という話になります。溜めた除去土壌を一度分別して、農地用土壌、土木に使える再生土木用土壌、礫などが入っていて庭園や造園に使うような土というように分類しないと持って行き場がないので、除去土壌を再生利用する時にどういうふうに分別するかというのを検討していただきたいと思っています。

○土田（環境省） 浜通り事務所管理課の土田です。貯蔵してある土壌の分類について宅地由来なのか農地由来なのか山林由来なのかということですが、この場で示せる数値は持ってい

ませんがおおむねこのくらいの量というのは把握しています。福島県内で行われた除染の傾向から言って、比率でいえば農地由来のものが多いうところでは、宅地由来のもののみを集めて使うなどといったことが可能な状況ではないので、可能な限りで用途に応じて改質等の措置を加えて使用していくということになると思います。

道路盛土の実証試験に関して、2万台走らせる、継続的に何日か行うといった実証はできていませんが、荷重を多めにかけて走る走行試験のようなものは実際に行っており、そういった実績も踏まえて昨年度までの戦略の検討に係る対応をさせていただいていたところです。

土壌の性状について、どこ由来なのか、どういった使い道があるのかということについて、元々入っているものはカウントできているものの混ざってしまっている状態です。実際にどう使うか、何に使うかというところが見えてくると、それに合わせた資材化の工程が必要になってくると考えています。現時点で具体的な使い道や、そのための施設を整備するという状況はないのですが、今いただいた御意見も踏まえて使い道を検討していきたいと思っています。

○千葉委員 再生資材化については、ぜひ検討して、良い形で他県にアピールするような形を早々に作っていかねばならないと思います。そして、最終的にそれを形にする時に、そのやり方によってはインセンティブの仕方が大きく変わると思います。ただ再生資源化した資材というこだわりだけで動かれるのはいかがなものかと思うので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

最後にもう1点、3月15日に新しくオープンした施設に関しては非常に素晴らしいものだと思います。「来てください」というのも大事ですが、今の若い世代の方はスマホを持っている方が非常に多いので、QRコードなど2次元バーコードを使ってCREVAのおおくまを案内したりする無料のアプリを作ってください、色々な人がお互いに情報交換し合うような環境を作って、日本全国・世界各国に流せるようなチャレンジもしていかなければいけないと思います。

「来てください」というのは大事ですが、上から目線なので、そういった意味でもう少し広く情報を発信するというスタンスも環境省内で必要なのではないかと思います。

○服部（環境省） スマホを持っている若い世代の方々が現地に来なくても現地の状況が分かるようなものを作ってはどうかということで、我々としてもどういったことができるかというところをよく検討していきたいと思っています。3月にできたばかりのセンターですが、もっと長い時間見たいという声もいただいています。現地に行くことは大事だとは思っていますが、現地に行くことに加えてセンターでもじっくり見たいという御意見もいただいています。実際時間が限られている中で、現地に来ていただいた方、また来られない方も含めて、このセンターでの展示をどう活用していけるか、御意見をいただきながら検討していきたいと思っています。

○河津委員長 いろいろな機会を捉えて、例えば修学旅行の中に組み入れるなど、とにかく来てもらうということも大事であるし、その存在感をいかに示すかということは非常に大事なこ

とだと思うので、いろいろなツールを使いながら進めていただければと思います。他にいかがでしょうか。吉田委員お願いします。

○吉田委員 大熊町の吉田です。11ページの次期受入・分別施設の建設工事ということで、令和7年度に工事発注、8年度から処理を開始すると明記されています。それに伴う輸送ルートについてですが、大熊町や双葉町のまち作りが始まり、多くの施設や来客者の方が増えてくると思います。その中で、運用開始からの輸送のピーク、輸送の方法、時間帯の管理などの状況が決まっていれば教えていただきたいです。

○清家（環境省） 次期受入・分別施設の関係の輸送については現時点ではまだこれから検討ということなので、関係する町の皆さんとも御相談しながら丁寧に調整をして今後御説明していきたいと思います。

○吉田委員 輸送ルートの変更など、町の状況に合わせた変更も検討していただけると良いと思っていますのでよろしくお願いします。

○清家（環境省） 承知しました。

○河津委員長 輸送が始まったらぜひ町民の方のいろいろな話を聞きながら、問題点があればどんどん挙げていただければと思います。

○河津委員長 それでは次に進めさせていただきます。議題2、中間貯蔵施設事業において発生した事故事例と対応等についてということで、環境省の方から説明をお願いします。

○木住野（環境省） 浜通り事務所中間貯蔵施設整備推進課長の木住野と申します。資料2に沿って令和6年8月1日から令和7年3月31日まで8か月間の事例について御説明させていただきます。資料の2から3ページ目は今期発生した事例の一覧となっています。計17件となっており、内訳は輸送中・業務中・通勤中の交通事故6件、ルート逸脱2件、輸送車両の故障1件、作業現場での事故等8件となっています。浜通り事務所では重大事故ゼロを目標に掲げ、各現場での安全確保に努めているところです。しかしながらこれら事例の発生を未然に防ぐことができず、地域の皆様に御心配・御迷惑をおかけしてしまいました。

また先週4月18日金曜日には、本年度1件目の事故事例が発生しております。国道6号三角屋付近で家屋解体工事の産廃運搬車から廃棄物、ロックウールの入ったフレコン1袋を路上に落下させる事案を発生させてしまいました。人的・物的被害はなかったものの重大事故につながりかねない事案であり、当該工事を一時停止の上、原因究明・再発防止策の策定にあたっているところです。これら事案の発生を深く反省し、安全に関わる取組の一層の改善に取り組んでいく所存です。

資料2の4ページから個別の事案の概要・原因・対策について説明します。4ページ目、昨年9月2日、廃棄物の運搬車両が檜葉町内の国道6号井出川橋を法定速度で走行中、路上に落ちていた12センチ角の鋼板を踏みタイヤがパンク、その際に巻き上がった鋼板が後続車助手席

乗員の腕に当たり骨折するけがを負わせてしまいました。路上落下物に起因する避けがたい事故ではありましたが、落下物が発生しやすい場所のハザードマップ作成、危険箇所でのより慎重な運転呼びかけにより、再発防止を図っています。

5 ページ目、昨年 10 月 16 日、檜葉町の町道で発生した輸送車両によるガードレール接触事故です。対向車線の大型車両に気を取られ、左手ガードレール側に寄り過ぎ接触しました。運転管理者による添乗実走訓練、音声ナビシステムによる事故発生箇所での注意喚起により対策を講じました。

6 ページ目、昨年 10 月 22 日、富岡町の国道 6 号で発生した業務車両の右折直進事故です。右折時の前方不注意が原因でした。対策は給油所への右折入場を禁止、前方確認徹底としています。

7 ページ目、昨年 11 月 11 日浪江町津島で発生した輸送車両の側溝脱輪事故です。飛び出してきた動物を避けようとして急なハンドル操作をしたことなどが原因です。対策として、運転適性検査に基づく個別指導、ハザードマップ及び音声ナビによる注意喚起を実施しています。

8 ページ目、昨年 11 月 18 日、浪江町国道 114 号で発生した輸送車同士の追突事故です。信号停車時のブレーキ操作ミスが原因でした。停止時にサイドブレーキを確実に引くなど基本動作の徹底により再発防止します。

9 ページ目、12 月 6 日、伊達市内の東北中央道で発生した通勤車両のスリップ事故です。路面凍結の危険予知、スタッドレスタイヤの磨耗が要因でした。対策としてより慎重な、かもしれない運転の指導、スタッドレスタイヤの磨耗管理、通勤車両を含めたタイヤチェックを実施しています。

10 ページ目、①が 10 月 22 日、常磐道で発生した輸送車ルート逸脱事案です。ハンズフリー通話に気を取られて所定の高速降り口を通過してしまいました。以降、業務応答以外のハンズフリー通話を利用禁止としています。②が 2 月 13 日、二本松市内の国道 4 号で発生した輸送車ルート逸脱事案です。電波状態による音声ナビの一時的な不調の影響でルート逸脱しました。ルートの熟知、案内標識の確認により再発防止します。

11 ページ目、12 月 2 日、大熊町下野上の町道で発生した輸送車両の故障事案です。エンジンの動力を車輪に伝えるシャフトの一部が脱落し走行不能となりました。日常点検での異音チェックにより異常兆候を早期発見し対策します。

12 ページ目から作業現場での事故となります。8 月 8 日、双葉町郡山地内の工場建屋解体現場で重機のグラップルで挟んだ長さ 8 m のパイプが作業員の足に当たり負傷した事故です。角パイプをセイバーソーで切断中、歯がパイプに噛まれて抜けなくなり、重機で何とかしようと予定外の作業に入り事故が起きました。予定外作業が発生した時は立ち止まって職長、元請の指示を仰ぎ、作業手順を定めてから再開する。この徹底を指導いたしました。

13 ページ目、10 月 3 日に東大和久スクリーニング上で発生した作業員の転倒事故です。三点

支持をせず不安定な体勢でダンプ荷台に乗り移り転倒・骨折する事故となりました。対策として三点支持（足場の確保）としています。

14 ページ目、10月22日、双葉町熊ノ沢の家屋解体現場で発生した架空線切断事故です。のぼり旗設置など、架空線接触防止対策が万全でない状態で家屋解体にあたり、重機アームがアース線に接触・切断しました。全工事共通の架空線事故防止チェックシートをしっかりと活用することにより再発防止を行います。

15 ページ目、11月6日、大熊町長者原の解体物置場で発生したコンテナ荷台からの落下事故です。観音扉の不具合に起因する予定外作業中、扉の急な開放によって発生しました。対策は、予定外作業の禁止、コンテナを地上に降ろして作業すること、扉を強く押すような長尺物の積み込み禁止としました。

16 ページ目、11月10日、双葉町郡山で発生した巡回業務従事者による側溝転落事故です。雑草が繁茂したのり面で足元の注意不十分により発生しました。巡回箇所の草刈り、現地KYの追加実施により対策しました。

17 ページ目、12月25日、大熊3工区土壌貯蔵施設で発生した遮水シート損傷事案です。防犯カメラ設置のため単管パイプを打ち込んだ際シートを貫通・損傷してしまいました。作業箇所の構造に関する理解不足、作業内容の確認・調整不十分が原因でした。施設構造に関する教育の徹底、作業内容の十分な事前確認により対策します。

18 ページ目、12月27日、大熊町夫沢地内で発生したユニック車での指挟み骨折事故です。体重をかけてアウトリガーを押し込む操作中、アウトリガーが急に動いて人差し指を挟みけがをしました。手動で扱う機器周りがスムーズに稼働するのかなど点検確認項目を追加、作業時の安全な姿勢・体制確保などの教育により対策をいたしました。

19 ページ目、3月2日、双葉町の工業団地保管場で発生した監視カメラのソーラーバッテリー電源制御ボックスからの発火事案です。浪江消防署にて出火元設備を回収し専門機関で原因調査を実施いただいた結果、出火元はリチウムイオン電池、出火原因は不明との所見でした。対策として、同形式・同製品のバッテリーの使用を控え、別タイプのものに置き換える措置を講じました。

20 ページ目から 24 ページ目は今期実施した安全教育・研修の概要となります。

20 ページ目は全作業員に受講義務付けている作業員安全研修の状況です。この場において、近年の事故の傾向と対策、過去の重大事故等について指導教育しております。

21 ページは輸送車両の全運転者および受注者職員を対象に実施している新任・現任運転者研修の状況です。輸送事故発生時の緊急対応マニュアルの周知、緊急時の通報訓練なども実施しています。

22 ページは、工事受注者間で設置している中間貯蔵工事等安全協議会での取組、下段が富岡労働基準監督署主催の労働災害防止協議会への参加状況、23 ページ目が安全パトロールの実施

状況、24 ページ目が優良ドライバー表彰制度の説明となっております。以上研修会議を通じて、これまでの事例を踏まえた再発防止策、本事業における安全確保の意義、ルール遵守の重要性などについて周知指導を行い、パトロールを通じて履行状況の確認、現場の改善指導に取り組んでいるところです。

○河津委員長 ただいまの説明に関して御質問・御意見ありましたらお願いします。鶴巻委員お願いします。

○鶴巻委員 今、事故事例の説明がありましたが、かなり多いと受け止めました。一度重大な事故が起これば、県外最終処分に向けた国民の理解を失ってしまうことになりかねないという懸念があります。資料1でも理解醸成のための取組ということでたくさん取組が行われていますが、一度重大な事故が起こればそういった努力も水の泡になってしまうと思います。単なる再発防止うんぬんではなくて、環境省には、やはり、バックには県外最終処分がある中で作業しているという認識をしっかりと徹底していただいて、事故が今後起きないようにしっかりと指導を徹底していただきたいと思います。

○木住野（環境省） 安全確保は中間貯蔵事業の大前提、根幹を成すものと受け止めています。その前提を踏まえて安全確保にしっかりと取り組んでいきます。

○河津委員長 ぜひお願いしたいと思います。10年間やっている中でやはり緊張感が少し薄れている感じもします。慣れもあるでしょうし、いろいろところで会議されて水平展開も行われている中で徹底された部分もあるかと思えます。慣れすぎると緊張感をなくすという部分もあるかと思うので、その辺は十分留意してやっていただければと思います。他に、千葉委員お願いします。

○千葉委員 大熊町の千葉です。現在受入・分別施設はフル稼働していませんが、死亡事故や重大事故は受分施設で起きています。今度新しく双葉と大熊に造ることなので、ぜひ作業員へ事故事例として継続してお伝えいただきたいのですが、事故はどれも生産的な仕事をしている時ではなくて、片付けや掃除の際に電源が入ったまま立ち入ったとか、スクレーパーしたとかということで起きています。オンザジョブトレーニングで指導する時に、いわゆる成果を出すための指導はするけれども、片付けや清掃についての指導というのは結構おざなりです。片付ける時は電源を切って2人以上で片付けしてください、というのを最初に指導していただきたいです。

いろいろなやり方を教えていくと、最後の方の「電源を切って片付けろ」というところはどうしても集中力が足りなくて覚えていられません。死亡事故が起きた時に、その前に同じような重大事故がたくさんあったのになぜまたやるのかと思えば、最終的にインターロッキングをしなければならぬところまで覚えられていないということです。伝え方がまずかったということだと思うので、やはり安全指導のマニュアルは事故が多かった事例を最初に指導するというパターンにしていただきたいと思います。入所教育、作業教育の時のマニュアルの整備や見

直しをしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○土田（環境省） 浜通り事務所管理課の土田です。極めて重要な御指摘をいただいたと認識しています。受入・分別施設の中で起きた死亡事故2件はいずれも巻き込まれと掃除の過程ということで、おっしゃるとおりいかに安全に行くかということが重要になってきます。今後受入・分別施設を新たに稼働させていきますが、今の御指摘も踏まえ、掃除の際にこういったことが起きていること、これまで起きた事例はどのような局面でどういった対策が必要だったのかということなどを丁寧に説明していきたいと思います。もちろんこれまでの事案を踏まえ、インターロックなどの設備も最初の段階から導入していくこととしていますが、現場に入るにあたってこういった教育を徹底していきたいと考えています。

○河津委員長 澤原委員お願いします。

○澤原委員 大熊町の澤原です。毎回環境安全委員会が開催されるたびに作業員のけがの報告が絶えません。今回も大きな事故が何件かあります。現在、受入・分別施設の作業がないということで死亡事故自体はなくなりましたが、脊髄や肋骨等を骨折する大けがが発生しています。ミスは決してなくなるものではないですが、ミスが起きる前提でルールを作り、ルールをきちんと守って作業することでミスを減らすことになると思います。事故が起きるとその都度環境省で再発防止策を講じますが、事故を起こしたJVだけではなく横の展開が大切だと思います。中間貯蔵施設の事業だけではなくて特定廃棄物埋立処分事業や除染事業にも、ソフト面とハード面の両方の安全対策を展開していただいて、今後は環境安全委員会で目立った事故はなかったという報告ができることを目指していただき、さらに安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

○清家（環境省） 御指摘のとおり今日は中間貯蔵事業の環境安全委員会ですが、環境省の他の工事でも事件・事故は起きており、既に全体で水平展開しているところです。しかし、引き続き部局間でもよく連携をして事件・事故が起きないようにしっかり対策を講じていきたいと思っています。

○河津委員長 ほかにいかがでしょうか。藤本委員。

○藤本委員 双葉町建設課長藤本です。今回の事例ではないですが、4月18日にあった事例で産業廃棄物車両から廃棄物が落下したということで、たまたま落下した時点で後ろに車がいなかった、落下したフレコンが軽かったということで重大事故には発展していませんが、この件に関して再発防止策うんぬんという話ではなく、あつてはならないことだと考えています。これが起こったこと自体が非常識という状態なので、委員の方々がおっしゃったことを含めて、根本的な安全対策の意識改革をしなければならないのではないのでしょうか。

○木住野（環境省） 4月18日の事案について本当に申し訳なく思っています。アームロール車、廃棄物輸送車両周りの事故については昨年末から重点的に安全のチェックに取り組んできた中でこのような事故が発生してしまいました。なお一層現場の気を引き締めて、絶対に落下

するような事故が起きないように改善していきます。

○河津委員長 清水委員お願いします。

○清水委員 大熊町の清水です。いろいろな安全研修をやられていると思いますが、研修に対する理解度を確認しないと、ただ「分かった」「やった」というだけでは安全研修とは言えないと思います。本人がどれだけ理解したのかを確認する必要があるのではないかと思います。

○木住野（環境省） 講習・研修の後にペーパーテストを実施する取組をもって理解度を測ることも実施しています。また研修した、伝えたことが現場でしっかり反映されているのかというのを現場のパトロールの際に確認してチェックをする取組も実施しているところです。

○河津委員長 ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

○河津委員長 次に進みまして、議題3、福島県等が実施した令和6年度中間貯蔵施設における状況確認等の結果についてということで、福島県の方から説明をお願いします。

○中馬（福島県） 福島県中間貯蔵・除染対策課の中馬です。資料3について私から御説明します。中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定に基づき、県、大熊町、双葉町は、施設の運営状況などを確認する状況確認と、施設やその周辺環境の放射性物質濃度などを確認するモニタリングを行っており、昨年度実施した結果について説明します。

状況確認は、施設の運営状況などを確認するものと、除去土壌等を中間貯蔵施設へ搬出する作業を確認する輸送の状況確認の二つあります。まず1ページで輸送の状況確認の結果を説明します。昨年度は、搬出作業が行われた7市町村を対象に各1回行いました。二本松市は除染現場から直接中間貯蔵施設へ搬出する作業について確認し、二本松市以外は除去土壌等を一時的に保管している仮置場からの搬出作業について確認しました。積み込み作業の安全性や、積み込み後のフレコンバッグの固縛状況や、遮水シート掛けの輸送時の除去土壌の飛散流出防止策、輸送中に事故などが起こった際に対応するための携行品の確認などを行いました。結果は、事業が適正に行われており、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認しました。

2ページで施設の状況確認の結果について説明します。昨年度は土壌貯蔵施設などで計34回行い、例えば、除去土壌の保管場の遮水シートの被覆の状況など、除去土壌等の飛散流出防止対策などを確認しました。結果は、資料に記載の3つについては次のページ以降で説明しますが、他に大きな問題はありませんでした。

3ページからの資料3枚は施設の状況確認の個別事案について説明します。まず一つ目は、前回の環境安全委員会でも説明しましたが、土壌貯蔵施設（大熊⑤工区）の地下水などの放射能濃度測定装置の校正報告書の一部が不正に作成された件です。8月6日に現地で装置の安全管理状況などを確認しました。測定値の信頼に関わる重大な事案であるため、環境省に対し再発防止の徹底や公正なモニタリングの実施など適切な対応を求めました。事前に校正計画を確認し、有識者ととともに校正作業に立ち会うとの再発防止策や、有識者の指導のもとに測定装置

を再校正するとの対応方針を確認しました。

4 ページは、土壌貯蔵施設（大熊①工区）の水処理施設で、処理水の放射性物質が検出された場合に流路を切り替えるための弁に不具合があるまま1年間対応されないままとなっていた件です。現地で管理状況などを確認し、これまでの放射能濃度の測定値が全て基準値を下回り、放射性物質により周辺環境への影響は無かったことを確認しました。また、不適切な水処理設備の運用状況があったことを確認し、環境省に対し速やかな報告体制の構築および再発防止を求め、環境省が設備の不具合を修繕すること、受託者へ報告の徹底を指示したことを確認しました。

5 ページは土壌貯蔵施設（大熊③工区）において、法面遮水シートに穴を開けた件です。現地で遮水シートの損傷および修繕状況の他、損傷地点の空間線量率が周辺と同程度であり放射性物質の漏えいは無いことを確認しました。放射性物質の安全管理に関して重大な影響を与えかねない事案であることから、環境省に対し再発防止と施設の安全管理の徹底を求めました。土壌貯蔵施設の構造などについての教育、受託者への指示内容の明確化、作業計画の確認等の再発防止策を確認しました。

6 ページからは採水調査など環境モニタリングの結果について説明します。土壌貯蔵施設の地下水、放流水中の放射能濃度や放流水中の有害物質などの濃度を調査し、空間線量率、放射能濃度はこれまでの結果と同程度または不検出であり、周辺環境への影響は確認されませんでした。有害物質等については、土壌貯蔵施設（双葉③工区）の放流水中の亜鉛含有量が基準を超過しました。これについては次のページで説明します。その他はいずれも基準超過はありませんでした。

7 ページは土壌貯蔵施設（双葉③工区）の放流水中の亜鉛含有量が基準を超過した件です。12月20日に採水した放流水の亜鉛含有量が、基準が1Lあたり2mg以下であるところ、8.8mgでした。環境省に対し原因究明および再発防止を講じるよう求め、2月13日に現地で改善状況を確認しました。基準超過の原因は、配管、資料の写真の上の方にある赤色の部分の前後の配管ですが、この配管の内面に施されている亜鉛メッキからの溶出が原因と説明を受け、溶出を抑えるために水処理設備稼働後は配管内の水を抜く運用に変更したことを確認しました。また、2月13日に採水して分析した結果、亜鉛含有量は0.12mg/Lであり、基準を満たしていました。この配管と同様に、内面が亜鉛メッキ処理された配管を使用している他の工区についても確認した結果、水処理施設の稼働率などから、配管内に水が滞留することが少ないなど、亜鉛含有量が基準を超過するおそれは小さいことを確認しました。

県では、引き続き安全対策の状況等について、大熊町、双葉町と協力しながらしっかりと確認していくとともに、施設の状況確認による施設の安全性の確認や、環境モニタリングによる周辺環境への影響を確認していきます。

○河津委員長 ただいまの説明に関して御質問、御意見等ありましたらお願いします。今の報

告はいわゆる協定に基づいて、福島県と地元町村が立ち入りして状況を確認していくというま  
とめの調査ですが、よろしいですか。それではその他ということで、各委員の方から話したい  
という希望がありましたら。角田委員お願いします。

○角田委員 県の環境回復推進監に就任しました角田と申します。大熊町・双葉町の皆様には  
苦渋の思いのもと中間貯蔵施設を受け入れていただき、多大な御負担のもとで県内各地の除去  
土壌が搬入され、避難指示解除された区域を始め県内の環境回復が進んでいます。改めてこの  
場で御礼申し上げます。また、環境省の皆様にも、今まで誰もやったことがないような環境回  
復の取組に日々奮闘していただいております、感謝申し上げます。簡単に2点申し上げます。

まず1点目ですが、県外最終処分に向けた取組についてです。先月、環境省において省令改  
正、復興再生利用に係るガイドライン、最終処分に係る進め方等が公表されています。これに  
ついては、ようやくこれまでの取組が一步前進したということと受けとめています。一方で、  
約束の期限までもう20年を切っているという状況にあります。県外最終処分の確実な実施に向  
け、進捗管理をしっかりと行いながら政府一丸となって取組をさらに加速させていただきたい  
という要望をお伝えしたいと思っております。

2点目は、情報発信の取組についてです。先日オープンした中間貯蔵事業情報センターを拝  
見しました。ああいった情報発信の拠点があるということは、様々な情報がSNS等を通じて流  
れている中で、揺るぎのない正しい情報を発信していく場が必要ということで意義があること  
だと理解していますが、問題はその後の活用ということだと思っております。SNSやインターネットを  
活用し、いろいろな方、関心がないような方々もお呼びして理解を深めるような取組をさらに  
推進していただければと思います。

先日拝見した中でいろいろなことを思ったのですが、特に、町民の皆さんの思いについて、  
あの場所が以前どんな場所であったのか、どんな暮らしがあったのか、今あんなってしまっ  
ている経緯が分かりにくいところがあったと感じました。バーチャルシアターで今の映像は見ら  
れるのですが、昔はどんなところだったのかというのを、例えば、衛星画像の昔のものとの比  
較でも構いませんが、そこに人々の生活があったということをもう少し分かりやすく発信し  
ていただければと思います。情報拠点が根っこにあってしっかり情報発信をしていくという取組  
を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

○河津委員長 環境省の方々には、実際に作業される方も出席されているということなので、  
ぜひ緊張感を持っていただきたいです。これから国民的理解を得るために、再生利用・県外処  
分を進める中で中間貯蔵施設がこのように運用されていて、それが非常にうまく行って、国が  
ちゃんと責任を持てるということを示せることが非常に重要かと思っております。そういう意味から  
も、今日委員の方からいただいた御指摘・御提案を踏まえて、今後も中間貯蔵施設の環境安全  
も含めて進めていただければと思います。それでは今日の議事の方はこれもちまして終わ  
りにさせていただきます。

### 3. 閉会

○事務局 事務局から御連絡いたします。本日の議事録を作成するにあたり、後日、各委員に照会・確認をさせていただきます。次回の会議開催については改めて委員の皆様に御案内差し上げることといたします。

それでは、これもちまして第27回中間貯蔵施設環境安全委員会を終了します。本日は誠にありがとうございました。

以 上